

相続分岐点自動解析ツール操作説明書

機能の概要

一次・二次相続を通じて相続税額を最も少なくするための、一次相続における配偶者に対する分割割合を「相続分岐点」と呼びます。

このツールはExcelのワークシート関数を利用して、その相続分岐点を自動的に求めるものです。

前提となる相続関係

二次相続が想定されること。

代襲相続による複雑な相続関係にも対応するため、一次相続、二次相続とも最大5通りまで法定相続分が異なる毎に相続人数を指定できます。

一次相続において配偶者が分割取得した財産の額からその課された相続税額(配偶者の税額軽減を適用後)を控除した額に配偶者の固有財産の額を加算した金額が二次相続における課税価格となります。

二次相続における相続人と相続分は、基本的には一次相続から配偶者を除いたものですが、いわゆる「連れ子」がある場合等に対応するため、二次相続の相続分と相続人数は一次相続とは独立して指定できます。

いずれのケースも一次相続においては配偶者の法定相続分は1/2であることが前提です。

計算の要素及び入力上の留意事項

(1) 一次相続課税価格

一次相続における遺産の総額です。(債務控除後、小規模宅地の評価減等適用後)

(2) 同上中分割対象外(入力任意)

この欄は、配偶者分およびその他の相続人分の入力欄を設けています。

ここには、一次相続課税価格に含まれる金額の内、遺産分割の対象とならないもの、例えば相続時精算課税制度の適用を受けた金額、みなし相続財産として課税価格に加算される生命保険金などの合計額を入力します。

これらは相続分岐点の計算自体には影響しませんが、算定された相続分岐点がこれに抵触する場合は、その抵触しない範囲でのみ意味を有します。

このため、「配偶者相続分を0.000~1.000に変化させた場合の相続税額の比較」の表では、「0.000~1.000」をこれらの割合に置き換えています。

(3) 配偶者以外の相続人及びその各法定相続分

「入力」画面右の別枠に法定相続分ごとの人数を入力 — 最大5通り

例えば、以下の相続関係図ケース1の場合、子3人の相続分は各1/6ですから、黄色枠内の法定相続分に「1/6」、人数欄に「3」と入力します。

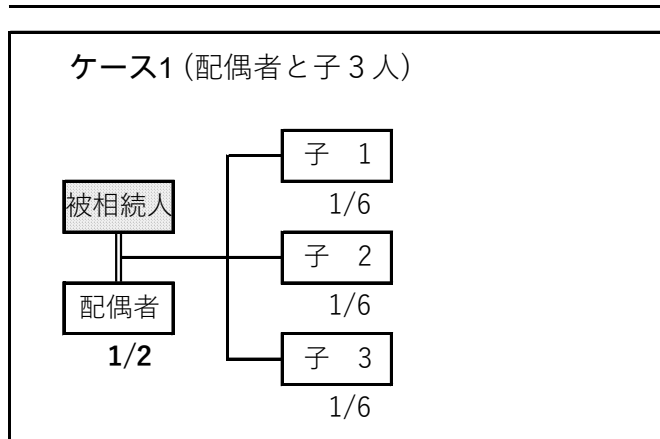
ケース2では、子2人については法定相続分欄 「1/6」 人数欄 「2」、孫3人について法定相続分欄 「1/18」 人数欄 「3」と入力します。

ケース3については配偶者に連れ子があるケースで一次相続と二次相続とで相続分と相続人が異なります。

なお、入力内容に矛盾がある場合、例えば法定相続分と人数の積数の合計が「1/2」（二次相続においては「1/1」）に一致しない場合や、法定相続分が空白で人数に入力がある(又はその逆も)場合にはエラーメッセージが表示されます。

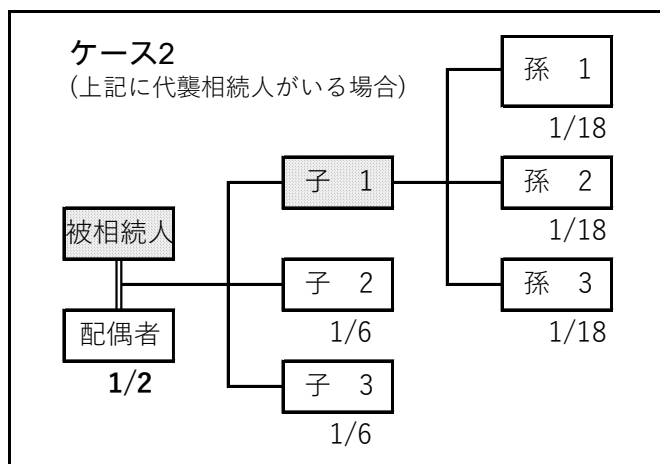
相続関係図

配偶者以外の相続人の数の入力方法



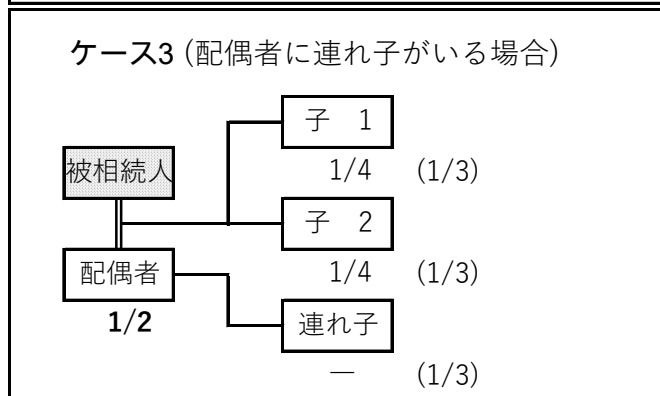
⇒ 3

一次相続		二次相続	
法定相続分	人数	法定相続分	人数
1/6	3	1/3	3
1/2	3	1/1	3



⇒ 5

一次相続		二次相続	
法定相続分	人数	法定相続分	人数
1/6	2	1/3	2
1/18	3	1/9	3
1/2	5	1/1	5



⇒ 2

一次相続		二次相続	
法定相続分	人数	法定相続分	人数
1/4	2	1/3	3
1/2	2	1/1	3

(4) 二次相続までの見込経過年数

これは相次相続控除の計算に反映します。

二次相続において相次相続控除の計算のため、一次相続から二次相続までの想定される経過年数を入力します。(1年未満の端数切捨て)

この欄が空白のときは相次相続控除の計算をスキップします。

(5) 配偶者の固有財産

この欄は、二次相続計算のため配偶者の固有財産の額を入力します。

なお、配偶者に関する以下の項目もこの欄に加減して入力します。

- ・小規模宅地の評価減により評価減された金額で、二次相続では対象外となるもの
- ・生命保険金、退職金の非課税の規定の適用を受けた金額
- ・一次相続で配偶者が取得した財産の内、二次相続前に費消見込額

実行手順

(1) 「入力」画面の各欄に入力

入力必須項目には必ず入力し、入力任意項目には該当あるときのみ入力します。

(2) 必要項目の入力が終わると瞬時に結果が表示されます。

「配偶者の分割割合」に表示された小数点以下3桁の数字が、一次・二次相続を通じて相続税が最も少なくなる配偶者の分割割合を示し、そのすぐ下の金額がその分割額を示します。

そして「一次+二次相続税額(最小値)」は、その分割割合に対応した相続税額で、この数字は節税の極限值(厳密には近似値)を示します。

一覧表について

「入力」画面の入力が終了すると「一覧表表示」画面シートに結果が反映されます。

この表には、まず再確認用として前提条件が表示され

次シートのグラフの元資料となる表と

配偶者の分割割合を10%刻みで0.000~1.000 (分割対象外欄に入力がある場合はその数値を反映)に変化させた場合の相続税額が表示されます。

グラフについて

「入力」画面の入りが終了すると「グラフ表示」画面シートにも結果が反映されます。

相続税額が最少となるケースを100%として中央に配置し、左から順に50、60、70、80、90、100、110、120、130、140、150%の配置です。これにより節税効果を確認することができます。

各シートの印刷について

各シートは印刷は「ファイル」メニューの「印刷」から実行できます。

印刷の詳細は、個々のパソコン環境に依存します。

計算の精度について

本ツールは、配偶者の遺産分割割合を小数点以下3桁の精度で行っています。従って表示される値はあくまで近似値であることをご承知おきください。

又、相続税申告書による計算とは端数処理が異なることがあり、その分だけ差異が生じることがあります。

本ツールで対応していない項目

以下の項目は、本ツールでは対応していません。

- ・ 財産評価
- ・ 2割加算
- ・ 暦年課税分の贈与税額控除
- ・ 相続時精算課税分の贈与税額控除
- ・ 未成年者控除
- ・ 障害者控除
- ・ 外国税額控除
- ・ 農地等納税猶予
- ・ 株式等納税猶予
- ・ 山林納税猶予

準拠法令について

平成27年1月1日改正法令に準拠しています。

推奨環境

Windows10 Excel2013以降

最終改定

2022/7/22

©マイ・ブレイン経理研究所2022